

## 日本眼科医会よりの回答に対する見解

日本色覚差別撤廃の会

私たちは、日本眼科医会（以下、眼科医会）が作成し、全国の医療機関や教育委員会などへ広く配布した「色覚検査のすすめ！」と題するポスター（以下「ポスター」）は、色覚の差異を持つ当事者（以下「色覚当事者」）に対する不当な差別・偏見を助長し、色覚当事者の人権を著しく侵害する内容であるところから、眼科医会に対して直ちにポスターを回収するとともに、真摯な謝罪を求めて通知書を送付したところである（2018.8.20付、本会ホームページに掲載済）。

このほど同会より回答があったが、本旨を誠実に受け止めることなく、かえって論点のすりかえに終始しており、その内容は到底承服できるものではない。しかしこれらの経緯を鑑みれば、眼科医会に再考を促しても進展はおよそ期待できないことは明らかなため、ここに回答書を公表しつつ、広く本会としての見解を表明する次第である。

以下、回答書の3項目に沿って、順次その矛盾点ないし問題点を述べていきたい。

## 1. 「色覚検査の必要性など」について

回答では2014年4月30日付の文科省担当局長通知（以下「局長通知」）を長文にわたり引用し、眼科医会も同様の認識に立ち、色覚検査の普及・啓発に努めていると弁明している。

行政当局の通知を引き合いに出して、自らの正当性を主張しているが、そもそもこの局長通知そのものが、眼科医会自らが文科省に対して行ってきた一連の要望ないし工作を受けて出されたものであることを閑却してはならない。

また当該通知中には「児童生徒等が自身の色覚特性を知らないまま不利益をうけることがないよう」とある。眼科医会は今般このことを色覚検査を勧める大きな理由として打ち出していた。この不利益（眼科医会の元の表現では「被害」とは色覚を理由とした現存する制限（就職・資格）に直面することを主として想定していると思われるが、本来はこの制限の合理的な撤廃こそが最重要な喫緊の課題であるにもかかわらず、眼科医会はそのことに触れることさえない。

不利益・被害の原因そのものは黙殺・放置しながら、制限が現存するのであるから検査を受けて自覚する必要があると、個人モデルに固執した時代錯誤の倒錯を演じ続けているのである。

## 2. 「当会作成のポスターの目的」について

回答では、ポスター作成の目的を色覚の啓発と検査の適正実施の促進としている。上述したように、現存する色覚制限の問題を放置・容認し検査の促進を図ることは、誤った制度に正当性を与えその温存に加担することであり、問題の解消に逆行することに他ならない。

また回答では、ポスター下部の表については目安を示したものであり、断定を避けるために、例えば「2色覚には難しいと思われる業務」などの表記をしていると言う。さらに、表の引用元である中村医師の論説中にも目安であるとの記載があり、「色覚当事者本人の自覚と努力によって、多くの業種で遂行可能である」旨、結論部にも書かれており、論説の目的は差別・偏見の助長などではないとしている。

しかし表に列挙された業務のほとんどは、根拠なき不合理な色覚制限であるとして逐次見直され、現在では多くの色覚当事者が活躍している業種である。ポスターは科学的な論拠が疑われる時代錯誤の情報を流し、色覚当事者を傷つけ、その家族を困惑させ、社会に色覚当事者へ

の不当な誤解・偏見を流布し、今なお残る色覚差別を助長させるものである。

それに加えて、この表を引用したポスターが広く社会に貼付された時、見た人はどのように考えるのか、どのような社会意識が形作られるのかを、このたび本会は眼科医会に問うているのである。ポスターを見た人は当然、論説の内容は全く知らないで訳で、表をみて「目安」の文字や「…と思われる業務」との表現が目に入ったとしても、表に列挙された業務は「色覚当事者には無理である、あるいは困難である」と説示していると判断するに違いない。少なくともこの表は中村医師が論説中に書いているように「やや独断的」なものであるとか、「一医師の診療経験のなかで考えるにいたった一部の業種の目安である」、「さまざまな要素により表中の配置は上下する」と読み取るべき表とは決して考えないであろう。

さらに、私たちが問題として指摘する「2色覚には難しいと思われる業務」に関連する部分について、文科省作成資料の記述を基に、表の例示として合理性があると弁明している。

眼科医会がいう文科省資料の該当部分は下記のように書かれている。これは「職業選択についての相談」の項目において「色覚異常がハンディになりうる職種を希望する場合には、正確な資料に基づいた情報を提供します」というタイトルの内容として書かれたものである。

色覚検査で異常と判定される者であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることなどから、平成13年7月に厚生労働省から通達が出され、事業者の色覚異常に対する正しい理解の促進が図られています。

色覚の異常がハンディになりうる職種としては、印刷、塗装、染色、カラーコーディネーター、野菜や魚の鮮度の判定など微妙な色の判別が要求されるであろう職種が考えられます。

**しかし、人間の感覚に頼っていたものが、機械による測定も可能になったものもあることなども留意して、正確な資料に基づいた情報を提供し、職業選択に役立てるようにすることが大切です。**  
(下線太字は資料のママ)

この資料の趣旨は、検査で異常であっても大半は業務に支障はない。従来、微妙な色判別が要求されるとした職種はあるが、新しい機械の導入などの要因も含めて支障の有無の判断は逐次見直されてきた。知見の蓄積のほか環境整備の充実、人権尊重の社会理念の広がりなどによって、色覚当事者への予断と偏見に囚われた数多くの誤った色覚制限は次々に廃止されてきた。従って進路相談では、正確な情報を提供することが大切である。ということが下線太字で強調されている。ポスターの「2色覚には難しいと思われる業務」として例示した趣旨とはまるで正反対の内容を言っているのである。

### 3. 「今後の対応」について

眼科医会は今後も色覚検査に基づく適切な相談対応と指導に努力するとしている。2001年の労働安全衛生規則改正においては採用試験への眼科の色覚検査の使用の誤りが指摘され、制度的に廃止されて20年近くなるが、いまだに根拠のない慣行・悪弊にとらわれて不合理な検査と制限を温存している現状が一部に残っている。その現状をむしろ容認し正当化を図る張本人の役を、眼科医会はいまだに演じ続けようとしている。

私たちは眼科医会に対して、ポスターによる人権侵害行為について、心より改悛して率直に謝罪すること、色覚差別のない公正な採用選考が行われる社会の実現において、自らの社会的責任を履き違えることなく、少なくとも漆黒の低劣な桎梏とならないことをこそ、何よりも求めていきたい。